

盛岡広域振興局長告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和4年5月20日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町北日詰字東ノ坊40番1、41番、42番、43番及び44番並びに北日詰字八反田123番、124番及び125番3並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び認定外水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 花巻市材木町12番38号 花住ホーム株式会社